

世界のFRAND判例 Vol.25



藤野 仁三

FRAND研究会代表
東京理科大学嘱託教授

欧州議会、理事会および欧州社会経済委員会に通達された「標準必須特許問題に対する欧州委員会の指針」

European Commission, COM (2017) 712 final, Brussels, 29.11.2017

欧州委員会は2017年11月、標準必須特許（SEP）の取り扱いに関するガイドラインを発表した。このガイドラインは、IoT時代の到来を見据え、中小企業やベンチャー企業がSEPのライセンスを取得しやすいような環境整備をEU加盟各国に促すもので、具体的な政策項目を挙げている。その構成は、「序論」「SEP情報の透明性の向上」「FRAND条件についての一般原則」「SEPのエンフォースメントの予見可能性の向上」「オープン・ソースと標準」の5章立てである。このガイドラインは、SEPのライセンスを普及・促進するための欧州委員会の方針を表明するものであるが、EUのSEPに対する問題意識を知ろうえでも参考になる。

1. 背景と目的

欧州委員会は2017年11月29日、「標準必須特許問題に対する欧州委員会の指針」(Setting out the EU approach to Standard Essential Patents)と題するガイドライン（以下、本ガイドライン）を発表した。2015年の「Huawei v. ZTE事件」欧州司法裁（CJEU）判決を受けて、加盟各国で議論されている標準必須特許（SEP）の取り扱いについて委員会の方針を表明したものである。

EUは現在、通信ネットワークでつながる「デジタル統一市場」(Digital Single Market)の実現を目指しており、そのためにはSEP問題への対応が重要であると認識している。IoT時代のEU市場には中小企業やスタートアップ企業の参入が不可欠であり、そのためにはSEPライセンスをスムーズに取得できることが必須となる。グローバルな技術革新を促し、第5世代通信規格（5G）やIoTを実現するには、SEPの内容やそのライセンス条件、SEPの権利行使の透明性とその予測性を担保しなければならない。しかし、現状ではそれがまだ実現されていない。このままでは中小企業等がIoT市場に参入できないのではないかと懸念がある。

欧州委員会は、本ガイドラインで示された政策項目実現のために、標準化団体の協力を求める方針を明らかにしている。また、本ガイドラインがこれまでに蓄積されてきた欧州法の解釈、とりわけ競争法の適用に関する解釈に沿ったものであって、それらの変更を意図したものではないことを注記している。

2. 主要項目

- (1) SEP所有者とSEP利用者のライセンス交渉のための環境整備（データの透明性と質の向上）。
- (2) SEPのFRANDライセンス条件の一般原則の確立（SEPの評価原則の導入）。
- (3) 予測可能性を担保したエンフォースメントの確立（ポートフォリオ・ライセンスの合理性）。

3. 内容

- (1) SEPの情報提供（データの透明性向上）

SEPの関連情報はライセンス希望者や規格利用者にとって極めて重要な情報であるが、現在のところ入手可能なものは標準化団体が維持するデータベース情報に限られている。こうした状況が、中小企業やスタートアップ企業によるライセンス取得可能性および侵害リスクの評価を難しくしている。

① データベース情報の質と公開性の改善

SEPライセンスの取得を促進するため、標準化団体はデータベースの情報をできるだけ具体的なものにするよう努めなければならない。標準化団体によるデータベースにはFRAND条件でのライセンスに関連する膨大な数のデータが蓄積されているが、その使い勝手は悪く、基本的情報に欠ける場合もある。そのような状況を改善するには、使い勝手のいいインターフェースを通じて、希望すれば誰でもデータにアクセスできるようにすることが求められる。標準必須宣言

された特許は全て調査可能でなければならない。そして、標準必須宣言に関する特許データは特許庁のデータベースにリンクさせ、特許の権利状況や権利移転情報も確認できるようにする必要がある。標準化団体に提出された標準必須宣言がIPRポリシーに準拠しているかどうかチェックできるようにしなければならない。

② FRANDライセンス交渉促進のための情報整備

現在の標準必須宣言のシステムは、標準化をすすめるためのものであって、将来のライセンスを考慮したものではない。しかし標準必須宣言情報は、ライセンス交渉を促進させるうえで極めて重要な意味を持つ。実際にライセンス交渉に入ると、SEP所有者はSEP利用者に具体的なライセンス関連情報を提供しなければならない。したがって、現行の標準必須宣言のシステムを改善できれば、ライセンス交渉が促進されるだけでなく、侵害リスクのためのコスト低減も可能になる。そのためには、以下の具体的な改善策がとられなければならない。

〈標準必須宣言の更新と質の維持〉

一般的に標準必須宣言は、標準化作業の初期段階において行われ、その後に更新されることはない。しかし標準技術の内容は、必須宣言後に変更されることがしばしばある。また、標準必須宣言は特許出願時のクレームに依拠して行われているので、クレームが補正された場合には標準に対する必須性の判断も変わることが考えられる。このような状況を改善するため、SEP所有者は、標準が採択された時点および特許が認可された時点で特許の標準必須性について見直すべきである。

標準必須宣言には、例えば、具体的にどの標準に必須なのか、特許ファミリーの有無、SEP所有者は誰か——などの特許侵害リスクを判断できるような情報も含めるべきである。

基幹技術に関するSEPは、裁判で争われることが多い。そのため、裁判情報や判決情報についても関連データベースに含めるべきである。裁判で争われる特許の件数は限定されているので、データベース改善に伴うコストはそれほど大きくならないであろう。

〈必須性のチェック〉

標準必須宣言に不備があった場合でも、それが登録されてしまうと、「必須性」が独り歩きして、SEPライセンスの交渉当事者の力関係に影響を及ぼすことがある。したがって、必須性については吟味する必要がある、そのために技術と市場の専門家による検証が求められる。コストの関係から、検証の範囲をどこまで広げるか、対象件数を制限するのかなどについて検討する必要がある。

〈実施手段〉

透明性確保の効果は明らかであるが、コストとのバランスを図らなければならないので、当面の対象は、先端かつ基幹の技術である5Gとする。SEPポートフォリオが透明性基準に合致するかどうかについて、利害関係者に確認を求めることになるであろう。確認書は、後日のライセンス交渉や訴訟で証拠資料として使用できる。また、標準化団体がSEP所有者による標準必須宣言の確認制度（有料）の導入を検討しているが、必須性をチェックするためには特許庁の協力を得なければならないので、これら関係機関との連携の在り方について今後検討を行う。

(2) FRANDライセンス条件に関する一般原則

誠実交渉義務を伴うFRANDライセンス条件とは何か。この点について当事者が共通の理解を持たなければならない。現在、その解釈が統一されていないため、ライセンス交渉に支障を来し、特に特許評価の議論で鋭い対立を引き起こしている。意見の相違やその結果としての訴訟は、新技術の導入や標準化プロセスの遅れにつながるおそれがある。

したがって、ライセンス交渉の環境整備と訴訟回避のために、FRANDの概念を周知させるような解説書を作成する必要がある。最低限、「ライセンス原則」「効率性而非差別性」「特許プールとライセンス・プラットフォーム」などの用語について、統一した解釈を示すべきであろう。

〈ライセンス原則〉

欧州委員会としては、SEPライセンスについての原則に、次のような評価基準を含めることを考えている。

・ライセンス条件は、特許技術の経済的価値との関係を考

慮する。特許の価値は、基本的に技術そのものの価値であり、標準化されたことにより生じる価値を含まない。もし技術が標準のために開発され、標準以外の市場がない場合、その価値は標準内の重要性の比較考量による。

- ・FRAND条件の価値判断はライセンス契約時を基準とする。それは特許技術と関係のない製品の市場での成功とは無関係である。
- ・FRAND条件は、SEP所有者に標準への技術的な貢献を継続的に行わせるようなものでなければならない。
- ・ロイヤルティー・スタッキングを回避するため、FRAND条件の定義は、個別のSEPを基準に評価するのではなく、標準単位を合理的な集合体として評価する。
(効率性と非差別性)

FRANDの「ND」(非差別的な)は、「似たような立場にある」標準利用者を差別しないという意味である。もちろん、分野や事業モデルによりその具体的な中身は異なるが、FRAND交渉のなかで誠実にその内容を決定しなければならない。クロスライセンスが多用される業界ではコストメリットが明らかであればその効率性を優先すべきである。グローバルなポートフォリオ・ライセンスが効率的であるならば、国別のライセンスにこだわる合理性はない。

(特許プールとライセンス・プラットフォーム)

競争法で許容される範囲内であれば、特許プールやライセンス・プラットフォームの立ち上げは奨励される。SEPライセンスの諸課題が一挙に解決されるからである。特に、中小企業のIoT分野への新規参入を促すうえで、特許プールやライセンス・プラットフォームは効果的である。

このような問題解決型のFRANDライセンスについての経験や知識を共有する仕組みを増やすことが求められる。ライセンス契約、調停、仲裁、判決などの知見を収集して、IoT分野でのSEPライセンスの予測性を高める必要がある。そのため有識者による専門委員会を設置する。

(3) 予見可能性を担保したエンフォースメント

現行のエンフォースメント規則は不明確で、利害関係のバ

ランスにも欠けるため、IoT分野への市場参入の足かせとなっている。SEPは通常特許と比べると訴訟リスクが大きいので、紛争処理のための枠組みを明確にする必要がある。模倣品の救済を定めた2004年のEC指令(以下、IPRED指令)があるが、これもSEPについては内容が不十分である。また、善意のSEP利用者がFRAND条件ではないSEPライセンス交渉に臨む場合には、差止めリスクを抱えており、この問題についての対策も必要である。

1) Huawei判決の下での差止めの可否

「Huawei v. ZTE事件」CJEU判決により、SEP所有者は、FRAND条件でのライセンスを希望する者に対して、原則として差止請求をすることができない。一方SEP利用者は、ライセンス条件に合意できない場合には具体的な対案を速やかに提案しなければならない。具体的な判断基準はケースごとに異なるので、FRAND宣言の透明性を改善することは、エンフォースメント面でもプラス効果をもたらすであろう。

2) 公平性への配慮

差止めによる救済に関して、IPRED指令は、その効果、公平性、抑止力を考慮することを定めている。しかし、差止めの影響は大きいので、公平性の評価は個々の事案ごとに注意深く行われなければならない。そのために紛争技術の相対的な関連性や第三者への差止め効果の潜在的影響などを考慮する必要がある。

3) ポートフォリオを根拠とした訴訟

CJEUのHuawei判決後、各国の裁判所の多くは、SEP関連の製品や市場に限定されている限り、ポートフォリオ・ライセンスもFRANDにかなうと認めている。欧州委員会としても、関係団体との協議を踏まえ、有効な紛争処理のための手引書を作成する。

4) PAEビジネスとSEPの関係

SEPライセンス市場に特許権利ビジネスが数多く参入しており、その数も増加している。プレーヤーである特許管理会社(PAE)に対しては、通常のSEP所有者に対するルールと同じルールで対応することになる。SEPの透明性と予測可能性が向上することによりPAEによるSEPの乱用は抑制することができるであろう。

4. 解説

まず、本ガイドライン公表に至るまでのSEP関連の欧州委員会の動きや判例を概観してみる。2010年の「改訂標準化協定ガイドライン」でSEP問題がクローズアップされた。そして2012年、アップルに対するサムソンの侵害差止請求が競争法下で支配的地位の乱用に当たるとしてSEPに基づく差止めを制限する方針が明らかにされた。

このような委員会の姿勢は、EU加盟国の裁判所にも大きな影響を与えた。本ガイドラインでも言及されているHuawei判決は、そもそもドイツにおけるSEPの侵害事件が発端であった。ドイツの裁判所が競争法上の解釈をCJEUに確認した結果、ライセンサーとライセンシーに対するライセンスの誠実交渉義務がルール化されたのである。現在、各国の裁判所が具体的な要件を定めている。その一部は本連載で紹介してきた。

本ガイドラインが発表された2017年11月29日と同日に、「今日的課題に対応したバランスのとれた知財エンフォースメント」[A balanced IP enforcement system responding to today's societal challenges: (SWD (2017) 430 final)]と題する別のガイドライン（以下、エンフォースメント・ガイドライン）が欧州委員会から公表されている。エンフォースメント・ガイドラインは、IPRED指令に関するもので、模倣品・海賊版対策の強化方針を明確にすることを目的としている。本稿の対象であるSEP問題のための本ガイドラインと併せて、EUにおける知財保護とイノベーション強化を目指すものである。

本ガイドラインは、おおむね好意的に受け止められたようだ。しかし、SEP所有者とSEP利用者の利害が交錯するSEP問題には、業界の対立構造がそのまま持ち込まれており、今後、各論で対立が表面化する可能性も否定できない。例えば、本ガイドラインに関して、主に在欧企業で構成される「IP EUROPE陣営」(Ericsson, Nokia, Airbusなど)は、権利行使面で他の特許とSEPを区別すべきではないと主張し、他方、米国ベンチャーや自動車関連企業をメンバーとする「Fair Standard Alliance陣営」(Apple, Cisco, GoogleやBMW, VW, Teslaなど)は、SEPによる差止めは社会

的な影響が大きいとしてその抑制を主張しているという。

このような対立は、国際電気通信連合 (ITU) や欧州電気通信標準化機構 (ETSI) という主要な標準化団体のIPRポリシー改訂の場でもこれまで度々見られたものであるが、本ガイドラインでは、IoT市場を意識した政策項目ということもあり、その象徴的な製品である自動運転車を抱える自動車産業も利害関係者として発言力を増している。それが、これまでの無線通信分野とは異なる不確実性を生む最大の要因になっている。

このように、SEPの扱いは、経済的な利害関係が鋭く対立するため、その調整は極めて難しい。前述のエンフォースメント・ガイドラインとセットで解決を図る戦略性は、欧州統合という困難な目標を追い続けてきた欧州委員会の経験から生まれるものであろう。

最後に、FRAND宣言を巡る競争法上の考え方について、米国で注目すべき新しい動きがあるので簡単に紹介したい。2017年11月、米司法省反トラスト局のMakan Delrahim局長が南カリフォルニア大学ロースクールで講演した内容が注目されている。同氏はそのなかで、FRAND宣言をしたSEP所有者の権利を制限するような標準化団体のルールは、イノベーション促進の観点から好ましくないと指摘しているからである。また、これまでFRAND問題についてSEP所有者に不利な司法判断がなされているが、この問題は反トラスト法ではなくコモンローや他の法律により解決を図るべきだとも述べている。今後、SEP利用者による「ホールドアウト」が反トラスト法上の問題となる可能性が明らかにされた。標準化団体のIPRポリシーに関しての踏み込んだ反トラスト法解釈が示されることも予想される。

ふじのじんぞう

1996年、早稲田大学法学研究科修了。日本企業・米大手法律事務所の特許ライセンス業務や米国訴訟支援業務を担当。2005年から2015年まで東京理科大学専門職大学院教授を務める。現在は、「藤野IPマネジメント代表」として、東京理科大学イノベーション研究科嘱託教授・東京大学情報理工系研究科非常勤講師を兼務。標準関連の著書に『知的財産と標準化戦略』(2015)、『標準化ビジネス』(共著、2011)、『特許と技術標準』(1997)がある。